

平成22年11月8日

院長 殿

東京労働局 労働基準部
労災補償課長

療養の費用請求書（柔整）の再審査結果について

労災保険につきましては、平素より御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
先般、貴院から再審査請求のありました療養の費用請求書（柔整）について、
当局労災保険施術料審査委員会の答申内容を、平成22年9月9日付で通知し
たところですが、今般改めて下記のとおり査定内容について、御通知申し上げ
ます。

記

労働保険番号 13108-823015-104
生年月日
負傷年月日 平成21年9月29日
労働者氏名

施術内容 左前腕骨開放骨折拘縮後療料（1,020円×9回=9,180円）
包帯交換料（700円×6回=4,200円）

査定内容 拘縮後療料算定時の包帯交換料は算定不可です。
拘縮が認められている、左前腕骨開放骨折患部の施術内容と
して、包帯固定の施術は妥当ではないと判断したものと。